

自動移換された資産（および記録）は、一定の条件のもとで ご本人様のお手続きなく、確定拠出年金（企業型/iDeCo）に移換されます

平成30年5月1日より、法改正（※1）にもとづき、自動移換者（以下、連合会移換者）について、企業型/iDeCoの口座保有が確認（※2）された場合には、ご本人様のお手続きなく、自動移換された資産（および記録）が確定拠出年金制度（企業型/iDeCo）に移換される取扱いが開始されます。

- ※1 平成28年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」のうち「公布から2年以内で政令で定める日施行」（施行日平成30年5月1日）によるものです。
- ※2 特定運営管理機関および企業型/iDeCoの各記録関連運営管理機関での情報連携により、「①基礎年金番号②性別③生年月日④カナ氏名」（以下、「基本情報」）が「完全に一致」する場合のみ、同一人物の口座とみなします。

このような場合にご本人様のお手続きなく移換されます

◎「基本情報」が完全に一致する口座を保有していることが確認されたことが条件です。

①平成30年4月30日以前に、
企業型/iDeCoに加入している場合



該当の企業型/iDeCoの口座に自動的に資産及び記録が移換されます。
（平成30年9月より順次実施予定です）
※連合会移換口座の資産がゼロ円の方の記録も移換されます。

②平成30年5月1日以降に、
新たに企業型/iDeCoに加入した、
もしくは基礎年金番号、性別、生年月日のいずれかを変更された場合



新たに加わされた、もしくは基礎年金番号、性別、生年月日のいずれかを変更された企業型/iDeCoの口座に自動的に資産及び記録が移換されます。
※連合会移換口座の資産がゼロ円の方の記録は移換されません。

移換手数料1,000円（税抜）がお手続きの際に年金資産より控除されます。なお、iDeCoへの加入等には別途費用が必要となります。※必要となる費用は運営管理機関により異なります。

ご本人様による移換のお手続きが必要な場合があります

- ①企業型/iDeCoの口座の保有確認時点で、新規資格取得口座について加入されていることが確認できなかった場合
- ②「基本情報」が、完全に一致していない場合（同一人物の口座とみなされない場合）
例えば、基礎年金番号未登録や結婚等により姓が変更されている場合、「ハトリ」と「ハトリ」のように「ッ」と「ツ」が異なる場合も不一致となります。
- ③平成30年5月1日以降、新たに企業型/iDeCoに加入した、もしくは基礎年金番号、性別、生年月日のいずれかを変更された方で、連合会移換口座の資産がゼロ円の場合（記録のみの移換の場合）

上記の場合、ご本人様による移換のお手続きが必要となりますので、ご留意ください。
移換のお手続き方法については、ご加入の企業型/個人型運営管理機関へご確認ください。